

①行事名(コース)など
②住所 ③氏名(ふりがな)
④電話またはFAX番号
⑤「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢

ハガキ・ファクシミリ等の記入例

- あて先は各記事の申込先
(住所の記載がないものは、〒154-8504 世田谷4-21-27 世田谷区役所)
- 往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
- 連記・重複申込不可 ●特に条件のある場合は明記します

区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27
HP <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

せたがやコール ☎03-5432-3333
区HPQ 8436 FAX03-5432-3100

令和7年(2025年)4月15日

せたがや

ふれあい農園



①いちごつみとり

期間中、週3回程度来園できる方
5月(予定)
場石井いちご園(砧5-16)
費1区画(20株=8000円)
申4月20日午前9時から、直接園
主宅(砧5-15-8)へ 先着75区画
※午前6時30分から整理券を配布(変更する可能性あり)。



②たまねぎの収穫

園名(所在地)	日時	費用	申込方法
ちいさな野菜やさん.unane (宇奈根2-5)	5月3～17日の土曜①午後3時から②午後3時30分から③午後4時から(各30分程度) ※当日午前8時以降に雨天の際は中止。	1 ^区 = 1000円 (5 ^区 まで)	4月22日までに、後記 区HP からオンライン手続き、電話またはファクシミリ(記入例3面。連記可。参加者全員の氏名(フリガナ)、生年月日、希望日、①～③の別、代表者のメールアドレスも明記)で都市農業課(☎3411-6658 FAX3411-6635)へ 抽選各回5組
高橋農園 (等々力5-31)	5月17～25日の土・日曜 午後1時30分から、午後2時15分から、午後3時から、午後3時45分から(各45分程度)	15個= 2200円	農園のホームページ(HP https://setagaya-yasai.jp/)へ 先着順

共通事項 担当=都市農業課
問 ☎せたがやコール ① 区HPQ 18194、② 区HPQ 10947

口座振替の登録手続きにはWeb口座振替受付サービスが便利です

区HPQ 8045 から口座振替(自動払込)の申込ができます。

科目	問合せ先
特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収)	納税課 ☎5432-2197 FAX5432-3012
後期高齢者医療保険料	国保・年金課 ☎5432-2390 FAX5432-3005
国民健康保険料	保険料収納課 ☎5432-2339 FAX5432-3038
介護保険料	介護保険課 ☎5432-2643 FAX5432-3042
学童クラブ利用料	児童課 ☎5432-2308 FAX5432-3016
保育料	保育認定・調整課 ☎5432-1200 FAX5432-1506
区営住宅使用料等	住宅課 ☎5432-2498 FAX5432-3040

防災物品を特別価格であっせんします

災害に備えるための家庭用防災物品(水、食料、携帯トイレ、ポータブルソーラー充電器、消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカーなど)をあっせんしています。

住宅用火災警報器の寿命は10年が目安です。全ての住宅に設置が義務付けられてから10年以上が経過しました。ご自宅の住宅用火災警報器の設置時期を確認しましょう。

備詳しくは、区HPQ 582 またはチラシ(災害対策課、総合支所地域振興課・まちづくりセンターにあり)をご覧ください。

※消火器、住宅用火災警報器は

区HPQ 581、

感震ブレーカーは

区HPQ 663 をご覧ください。



問災害対策課 ☎5432-2262 FAX5432-3014

世田谷区にも、ふるさと納税

ふるさと納税は、ふるさとやゆかりのある自治体を寄附で応援する仕組みで、税の控除の手続きをすると、住所地の自治体に納める住民税が少なくなります。

世田谷区民が他の自治体にふるさと納税(寄附)をして、控除の手続きをすると、世田谷区に本来入るはずの区民税が減ります。7年度はこの減収額が、125億円になると見込んでいます。

区民の方も、世田谷区にふるさと納税をすることができます

区では、様々な分野の取組みへのふるさと納税(寄附)を募っています。取組みを選んで寄附することは、皆さんの税金の使い道の一部を皆さん自身が決めることにつながります。取組みの内容等詳しくは、後記 区HP をご覧ください。

※区民の方が区にふるさと納税した場合も、税金の控除対象となります。

※制度上、区民の方に返礼品をお贈りすることはできません。ご了承ください。

区へも、区内外の方から多くのご寄附をいただいております、6年度はその額が10億円以上になりました(遺贈や法人からの寄附、匿名による寄附を含む)。

NEW!

Pick Up

●犯罪被害者等支援等基金

犯罪被害者等支援を持続的に行うために創設しました。いただいた寄附金は「世田谷区犯罪被害者等支援等基金」に積み立てられ、犯罪被害を受けた方やそのご遺族・ご家族への経済的支援、二次被害防止のための啓発事業等に活用します。

●児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金～児童養護施設等を巣立つ若者などの自立のために

これまで、児童養護施設等を巣立つ若者を対象としていましたが、虐待等の逆境的体験があり、親族からのサポートがなく、困難な状況にある若者にも対象を広げます。いただいた寄附金は、給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援に加え、医療費支援等に活用します。

問ふるさと納税対策担当課 ☎5432-2190 FAX5432-3047 区HPQ 6248

ふるさと納税による区民税減収額の推移

